

は寧ろ圏外に立つて学者実験家の説に聞き、慎重事に当るの義務ある事を記憶せんことを要す。

(六) 報知新聞 社説 国語問題の今後

(明治四十一年九月十二日)

仮名遣改定運動は、新文相の果断によりて一大頓挫に遭遇し、従来の計画は根本より覆されて、余す所は全国数百万の児童に、不通の国語を覚えしめたる惨事あるに過ぎず。堅確なる国論に根底を置かず、頼み難き一時の権勢を濫用して、区々の私見を国民に強ふるの弊は、真に此の如きものあり。吾人は今に至りて彼徒の自から責任の重大なるを感知し事の是非得失は別論として、之を行ふ方法の甚だしき粗暴なりしを悔悟したりと確信せざる能はず。従つて本問題今後の変遷は如何にありとも、再び此の如き惨事を繰り返さじとの臍を固めんことは、吾人が此機に於て彼徒に要望する第一条件なり。扱其れは其れとして、仮名遣問題は今後如何に処分せらるべき乎。小松原文相の椅子に憑る間は、文部省は全く該問題を打切り、国語の上に何等の改良手段をも講ぜざるべき乎。又改定運動に熱中したる一派の徒は、青天の霹靂に辟易して、此儘に屏息すべき乎。吾人は両ながら其然るを信ぜず、文部省は一層着実なる基礎の上に、国語改良の方法を発見せんと勉むるなるべく、改定の主唱者は捲土重来の策を画するに怠らざるべし。吾人を以て之を見れば、国語界の動揺今日の程度に進みては、何の辺にか其効果を発現

せずして底止することなかるべく、国語改良の運動は、今後に継続して決して衰ふる事なかるべし。是れ独り仮名遣改定の運動によりて生じたる影響のみにはあらず、無智の文学流行して、其勢力動もすれば伝来の正法を蹂躪せんとする傾向あるに由るなり。惟ふに国語の紊乱は今日より甚だしきはなく、之を整理改良するは、現代の一大事業ならずんばあらず。仮名遣の改定は慥に其一分派に属するものにして、吾人は其根本の主旨に反対するものにあらず、若し其方法にして宜しきに適せば、寧ろ之を輔翼助成せんと欲す。唯従来の改定は立案極めて粗笨にして、其方法も亦暴慢を免れず、着実の思想を有する者は、何人と雖一見顔を背けざるべからざるを如何せん。『発音の通りに書す』るは国語筆記法の真理たるは吾人も之を認むれども、其は改良の一面観に過ぎず、他の一面には『文字通りに発音せしむ』る方法もあることを知らざるべからず。今人の発音は古人の発音より精確にして、之に則るは則ち国語を改良する所以ならば、今人の発音を基礎として、之を其儘に文字にあらはす主義は間然すべき所なし。唯事実は之れに正反対し、今人の発音の蕪雑なるは、改定表を一覧すれば何人にも明瞭にして、『じ』と『ぢ』とは混じて一の『じ』となり、『つ』『ず』も一の『つ』に合し、其他『か』と『くわ』とは一の『か』に、『きよう』『きやう』『けふ』は一の『きよう』となる等、今人の発音の不精確は争ふべからず。蓋し文字なき時世に於ては、意志を通ずる道は口頭より外に方法なかりしを以て、発音は自から精確を保持せられけんも、文字の制あるに至りて、人は之れに依頼すること多きに過ぎて、発音の精確は閑却せられたるもの

か。兎に角発音の蕪雜を念頭に止めず、之を基礎として文字までも改定し、諸般の異なる事物を十把一束的に表記せんとするは、一般の改良進歩の法則に違反するものにして、到底國語の改良と見做す能はず、寧ろ退化の跡顕然たりと云ふべし。されば『発音通りに筆記す』るは國語の一真理たるを認むると同時に、之を實行するに先ちて、『文字通りに発音せしむる運動を起し、人の言語は文字なくとも充分明瞭に領解し得る方法を講じて、而して後に発音の通りに文字にあらはすを正当の順序なりとす。従來の改定運動に一大打撃を与えたる今の文部当局者は、國語の上に如何なる見解を有するか、吾人は未だ之を聞かざるも、既に取れる果斷の善後として、新に『文字通りに発音』せしむる運動を起し、大に音韻の研究を奨励して可ならんと思ふ。斯くて『発音通りに筆記』する運動は、『文字通りに発音』する運動と相切せば、仮名遣改定の方針は始めて適當の処に落合はん。吾人は現当局者が粗笨なる改定を抑圧したるを可なりとし、更に將來取るべきの道を示すこと此の如し。

(七) 報知新聞 國語整理の一段落 仮名遣改正案成る
社説

(大正十三年十二月二十七日)

漢字整理は方今の急務であつて国定教科書の如きも、既にその使用漢字を千四五百字に制限して居る有様である。中橋文相時代、臨時國語調査会の設置さるゝや、先づ第一に常用漢字の整理について、し細の研究を遂げ、これを千九百六十一字に制限するの案を公

けにしたのも、つまりは漢字制限が國語問題中の最も重大なるものであることを認めたからである。しかし國語問題は漢字制限のみで尽きて居るといふ訳ではない。漢字制限は國語問題解決の第一歩たるに過ぎずして、一度足をこの問題に踏み入れたる以上、第二、第三と次を追ひて解決すべきものが少からず存する。漢字を制限すれば、勢ひ國語の組織構造にも多大の影響あるを免れないから、單に漢字を制限したのみで、他のこれに關聯する問題を解決せざるにおいては、折角の整理も却つて國語界を惑亂するにとゞまるのみである。

◇

國語調査会では、去る二十四日の總會において、國語仮名遣ひ、字音仮名遣ひの兩改正案を決定したが、これは漢字制限に關聯して、當然解決せらるべき問題である。調査会の決定案では、國語や字音の仮名遣ひを、凡て発音通りに改めやうとするのである。漢字制限の氣運が、今日の如き口語体の隆盛を促すに至つたのか、また口語体の發達せる結果、漢字制限の必要を感ずるに至つたのか、そのいづれが因たり果たるかは知るに由ないが、いづれにしてもこの兩者の間には深甚の關係ありて存するものと察せられる。兎に角、口語体が現代の時文の様式となつた以上、漢字制限と關聯して、遅かれ早かれ仮名遣ひの上に一大革命が到来せねばならぬのである。既に口語体といふからには、國語、字音ともにこれを発音通りにすべきは當然のことであつて、アヤフイ(危)をアヤウイ、カホ(顔)をカオ、カウヂ(麴)をコウジ、ケフ(今日)をキヨウとし、またクワイ(会)をカイ、キヤウ(狂)をキヨウ、ゲフ(業)をギョウ、リヤウ(良)

をリヨウと改めるのは、敢て怪しむまでもないことである。

◇

国語整理を無用の業なりとし、漢字制限の必要をも認めざる者はしばらくおき、いやしくも口語体が時文の様式たり、漢字制限が現代の要求たることを意識する以上、何人も国語、字音の仮名遣ひ改正に異議があらうとは思はれぬが、それにしても文部省には、果して調査会の決定案を採用して、速かに国定教科書の改正を行はんとする意思ありや。率先して漢字制限を施行せる新聞紙は、今回もまた仮名遣ひについて文部省の先手を打つことであらうが、文部省としてはこれを傍観して居る訳には行かない。我国従来の仮名遣ひが学習に困難なることは、今更いふまでもないことであるが、国民教育の効果を挙げる点からいつても、国家文運の進歩を促す必要から見て、文部省は速かに国定教科書の仮名遣ひを改正して、国民の無形の負担を軽減せしめねばならぬ。

(八) 東京日日新聞 仮名遣と常用漢字
社説

(昭和六年五月十三日)

一

文部省の臨時国語調査会は、今回仮名遣改定案と、常用漢字とに對して修正を加へて発表した。仮名遣については該調査会は元來原則として発音主義をとり発音を忠実に写すことを目ざしてゐた。それがために、今日の日本人は、一部地方の者を除いては、全く「じ」

と「ぢ」、「ず」と「づ」とに對して発音上の區別を立ててゐないといふ理由で、これを「じ」「ず」に統一してしまつたのであつた。しかるにその後、かくては葉茶屋は「はじやや」になり、地震が「じしん」になつて、甚だ滑稽に見えるといふ論がおこつたので、今回除外例を設けて、二語の連合、同音の連呼によつて生ずる「ぢ」「づ」その連声によつて濁るものおよび異音によつて生ずるものは、除外例とすることとした。

二

言語が製造せられたものでなくて、自然に發達して來たものである以上、文法を編む場合、除外例の出來るのはまことにやむを得ない。しかし右の如きものを果して除外例とせねばならぬものであらうか。これらは連合、連呼、連声もしくは異音によつて、「ぢ」「つ」の発音が「じ」「ず」に變じたのである。発音が變れば全く文字を變へる例は外国語にもある。即ち「Wolf」「Knife」が複數となつて「Wolves」「Knives」となるが如きものである。これは「f」の發音に變化を生じたがために、全く文字を變へて「v」としたものである。この説明を「ち」「つ」の發音的變化にも応用し得ないであらうか。とにかくこの除外例の認容によつて、發音主義といふ大切な原則の一角に大きな破綻が出來たといつてよい。しかもこれを認めるとして、「宛」を仮名で書けばどうしても「づ」となるはずなのに、これは依然として「ずつ」と書かねばならぬなど滑稽千万ではないか。

三

尤もこの除外例は前回決定せられたものにおいて、すでに大きな

破綻を現してゐるのである。即ち「を」「は」「へ」の三助詞がそれである。他の言葉にあつては、従来この三つの仮名を用ひてゐたものは、「を」はもろん、「は」「へ」も「わ」「え」と同一の発音となるものは、皆これを「お」「わ」「え」とすべきことを規定したにもかゝらず、三助詞のみは何ゆゑにそのままに置かれてあるか全く無意味である。そのため「かはたれどき」(味爽)などの「は」はどう処分すべきか見当がつかない。また「逢ふ」が「おう」、「言う」が「ゆう」となり、しかも「逢ひ」「言ひ」の場合は「あい」「いい」となつて、一の動詞が語根からして全く別になつてしまふといふ奇観も、未だにそのまま残されてゐるのである。

四

一方常用漢字は百四十七字を削つて、四十五字を加へた。これにも不可解な事が多い。漢字を整理する方針よりいへば、これを省くのは理由があるとすも、新らたに加へたものが、さらにむつかしくて常用を遠ざかつてゐるのはをかしい。「刈」「垣」「逢」等の字と、「厥」「威」「肇」等の字と、その困難、その日常使用の程度の比較はどうであらう。後者の如きは、恐らく教育に関する勅語の中に現れてゐるといふので、復活せしめたものと思はれるが、教育に関する勅語は、わが国民に対する教訓で、畏いことながらクラシカルな典經である。これを捧読謹解しても、その中の文字を日常使用することは稀である。しかもこれらのものを付加する一方において、日常頻繁に使用してゐるものを削除したのは、甚だ首肯し難い。「舅」を廃して「娼」を入れたなどはその標準はどこにあるのであらうか。常用せ

られてゐるものを付加するのはよいが、世に常用せられてゐるものを除いてしまつては、実用には全く遠く、これによつて教育せられたものを却つて世間的に不具にする。

五

われ等は国語を調査整理するの必要を痛切に感じてゐる。またその事業の非常に困難であつて、完全な案の甚だ得難いことも弁へてゐる。かつまた成案を得ても、これを世人に励行せしめ難く、ために一種のデレンマに陥るの苦しさも察してゐる。ゆゑに国語調査会の事業に対してはこれを尊しとし、その労に対してはこれを多とするものであるが、しかしながらその案に至つてはほんの素人案であることを感ぜざるを得ない。単なる思ひつきでは破綻は至る所に現れる。われ等もつと学究的に周匝な研究を進め、完全なる語法を作るとともに、種々の例を十分に彙類して正則を明確に規定するとともに、変則例外に対しても洩れなく説明し得るやうにすることを望みたい。この不完全な案をもつて国定教科書を編纂しようとの議の如きは、単なる風説に過ぎぬと信するが、もしそれを實際とすれば、全く無鉄砲な話といはねばならぬ。

(九) 大阪朝日新聞
社説

仮名遣ひの改定 教育上の負担軽減

(昭和六年九月二十八日)

一

さる十九日の教科書調査会は、臨時国語調査会の作成した仮名づ

かひ改定原案を採用することに、異議なく決定した。『政府は臨時国語調査会決定の仮名づかひ改正案による仮名づかひを、官公署の文書は勿論、広く一般に採用することにつき、適當なる処置を講ぜられんことを望む』といふ希望条件までついている。該案は近く文政審議会に附議されるさうだが、最も難関と見られてゐたのがこの教科書調査会で、これさへ通過すれば、文政審議会でも、さして異存はなかるべく、結局成立、実現されるものと解してよからう。これだけでいよゝ、多年來、わが国語教育上の重大懸案であつた問題が解決され、国語並に字音の乱雑なる仮名づかひが統一されて、学ぶものゝ負担が大に軽減されるのは、喜ぶべきことである。

二

仮名づかひの改定には、国語の革命ともいふべきほどの重大意義あることが認められながら、即刻どうかしなければならぬといふまでに、差し迫つた問題でもないところから、ついのびゝになるのも已むを得ないとして、明治二十六年ごろ、井上文相の時代にすでに教育界の論議に上つてゐたのを思へば、今日までずるぶん久しきに亘つたものである。この間、いはゆる『棒引仮名づかひ』法が実施されて、十年もたゝないうちに廃止された喜劇もあり、せつかく活動しつゝあつた国語調査委員会が行政整理の余波をうけて廃止された悲劇もあつた。現在の臨時国語調査会の出来たのは大正十年中橋文相時代で、当時修業年限短縮のための学制改革問題がやかましく、年限を短縮しても学力の低下しないやうにするには、まず言

語、文章、文字を整理しなければならぬといふ教育調査会の進言に本づいたのであつた。それからでも、もはや十年を経過してゐるが、今や、やはり修業年限短縮を一本要素とする学制改革案が、教育界のセンセイションとなりつつある際、いよゝこの臨時国語調査会作成の仮名づかひ改定原案実施の目的のついたのは、因縁ふかき廻り合せである。

三

今回文政審議会に附議するまでに至つた臨時国語調査会の仮名づかひ改定案は、大体において現在の標準語の純粹なる発音を基本として整理統一されたものであるが、助詞の『は』と『へ』と『を』とは、最もしばゝ用ひられ、最も親しみ深いものであり、これを『わ』『え』『お』に変へるのはいかにも不愉快だといふので、従来通りとし、また、『ぢ』『づ』は『じ』『ず』に改められるが、二語の連合によりて生じたもの(例へば『ぢづな』『ぢぢりめん』)、同音の連呼によつて生じたもの(例へば『ぢぢむ』『ぢぢみ』)、連声によつて濁るもの(例へば『ぢぢぢぢぢぢ』『ぢぢぢぢぢぢ』)、異音によつて濁るもの(例へば『ぢぢぢぢぢぢ』)までも、全部『じ』『ず』に改めてしまふのも穩当でないといふので従来通りとする除外例を設けてゐる。さきの文部省案の字音との區別もつきかねるやうなお粗末な『棒引仮名づかひ』に比すれば、遙かに進歩的で、かつ常識的なものである。これならば、よほど極端な急進主義者か、然らざれば頑冥な保守主義者でない限り、賛同を吝まないであらう。

言語が時代とともに変化して、発音と文字とが離ればなれとなり、おなじ語でありながら、人によつて書き表はし方を異にし、仮名づかひが乱雑になつてゐるのを整理統一しようとする場合に、歴史的仮名づかひによると、表音的かなづかひによると、いづれが便利であり合理的であるかといへば、無論後者である。これは前者に随つて文字と発音とを、はなれづにしておくよりも、これを一致せしめた方が自然だからである。さうすれば、各自が標準音をもつて口にいひ表はす通り文字に書き現はせばよく、歴史的仮名づかひのやうに、一々古典に徴して機械的に記憶する必要もなくなるから、どんなにか教へやすく学びやすくなることだらう。綴方など實際の応用に當つても、安心して駆使することが出来るから、豊富な思想の表現を妨げられたり、明晰な推理の発表を混乱せしめられたりするのではない。かくて教育上著しき負担軽減となり、能率増進となるべきを疑はない。尤も仮名づかひの改定には、語源の保存が出来ないとか、國語の歴史を無視し、文法を破壊するとか、古典が読めなくなるとか、いろ／＼の非難がつきものになつてゐるが、それはただ理窟であつて、これを打破する理窟もまた立つわけである。とにかく仮名づかひ改定の必要が加速度的に一般に認められつゝある際、この上の荏苒慢過を許さず、今回の臨時國語調査会案ぐらゐのところ落ちつかすのがよからうと思はれるのである。

(十) 東京日日新聞
社説

新仮名遣の実施 なる研究せよ

(昭和六年十月十六日)

一
文部省は臨時國語調査会が今春定めた改定仮名遣を以て、来年度より使用する国定教科書を編纂するといふ。これはわが國民教育のみならず、わが文化上の大問題として考慮せねばならぬことがらである。一体わが國語は祖先の大きな文化的遺産であるが、これを他のある外國語に比すると、構成、字体等の關係上、書写その他において随分不便な点もある。随つて、その學習、日常生活、學問研究等について國民の負担が少くない。ゆゑにこれを何とか改良したいといふのは、國民の進歩を希望する者の齊しく考へる所である。本改定案もその企圖の一の現れである。この点において調査会の勞は多ししなければならぬが、これを即刻使用することについては、なほ一考せねばならぬ。けだし十分練れたものでないからである。

二

改定案は發音主義を原則としてゐる。しかも「は」「へ」「を」の三助詞は除外例としてある。他の場合にあつては三字とも「わ」「え」「お」と發音する時は、尽く發音通り書かせながら、何故この例外を作るか、凡そ例外は、すでに存せるものをそのまま彙類する際に、統一せる範疇内に列ね得ない時に認めるやむを得ぬ処分である。この三助詞の如きは決してやむを得ぬ処分ではなく、一括し得べきものを自ら故らに作つたものである。故意に無用の陥穽を作る如きは、誠

に解し難い悪戯といはねばならぬ。「ぢ」「づ」の存置についても、やゝ同様のことをいひ得る。他の場合は尽く「じ」「ず」を用ひしめるにもかゝらず、連声、連合、連呼、呉音等によつて「ち」「つ」の濁るものは、皆これを存することにしてゐる。これは前の助詞の場合よりやゝ道理はあるが、わが国民の一小部分を除く大部分の発音より見る時は、決して発音に即した取扱ひとはいはれぬ。かくの如く定めながら、頭、凶等の呉音は「ず」とし殊に「宛」を「ずつ」と書かせる如きは、理路は到底一貫しない。

三

「い」の長音は下に「い」を書くにもかゝらず、「お」の長音の下に「う」と書くのも、また不統一な規定である。「大きな」は「おうきな」と書くよりも、「おきな」と書する方が発音に即してゐることは何人も認めるところである。また日本語より「くわ」の音を除き去つてすべてを「か」とする如きも心得難い。この両者の区別を明瞭にする者は国民中極めて多い。殊にわが国は、漢字漢音を使ふ関係より、同音異義の言語が非常に沢山ある。この同音異義をなるべく少からしめ、耳より聞く国語の明瞭を期する点よりしても、「か」「くわ」の区別を存せしめることは、わが国語を立派なものたらしめるゆゑんである。「舞を舞ふ」を「まいをもう」と書かせる如きは、発音主義をとる上はやむを得まい。しかし一動詞が語根まで形を變ずることは、「得」「歴」「来」以外なかつたところである。故に今これを許すとせば、動詞の變化は非常に多くなる。さらに語尾變化も従来とは異つて来

る。形容詞の變化についても同様のことがいへる。これに對して調査会はいかなる措置を採つたか。その活用等を統一的に説明すべき新文典編纂の用意などは全くないやうである。これでは教科書が改まつても、これを教ふる者の如きは、さらにこれについても文法上の組織的知識を持合せぬことになるわけである。

四

挙げ来ると際限がないが、とにかくこの改定案には、なほ研究の余地があり、これを実施するとしても、それ以前になすべき仕事がある。往年文部省は国語に長音符を使用することを決定実行し、幾程もなくこれを廃して、わが国語を紊亂した。当時これをもつて教育を受けた者は、今日なほその習慣を脱せず、非常な迷惑を感じてゐる。右の如き案を急いで実施して、再び間も無く改定するが如きことがあれば、非常な国民的損害である。すでにこの改定に携はつた有力者には、また遠からず改正することのあるべきを口外してゐるではないか。もとよりわれ等とても永劫不変のものなどを望むのではない。しかし少くとも近き将来における改定の必要を予想せしめるものであつてはならぬとする。現に世論も随分あることであるから、さらにこれを精査し、遺漏の無い研究を遂げ、さらに必要な新文典を編んでかゝるべきである。徒らに事功に急いで悔をのこすのは愚である。

(十) 東京日日新聞
社説

字音仮名遣と発音

(昭和十七年七月二十一日)

国語審議会は懸案の字音仮名遣の法則を決定した。永い間の問題となつてゐただけに、この更改は容易でなく、その苦心の程も察せられるのであるが、専門家や一般から見れば種々の批評もあるべく、閣議の決定までにはなほ考慮を加へてもよい。しかし何分面倒なものを容易にしようといふのであるから、更改するとなると無論大体発音通りにするより外はあるまい。

今度の決定を見ると、発音通りといふ意味においてまづ当を得てゐる。長音ならびに拗音の長音の如きこれよからう。たゞ「くわ」「ぐわ」を「か」「が」としたことは問題である。これを区別して発音してゐる地方が頗る多く、且つこれは国民学校、中等学校では正しく発音せしめてゐるのであるから、「か」「が」に統一する決定は、発音通りといふよりも、仮名遣の更改によつて発音の変更を強制するもので、本末顛倒である。漢語の同音異義は日本には甚だ多く、かつ漢字整理によつて漢音を仮名で書くことが多くなつて、同音異義を区別することは困難になつた。さうして同音異義を少しでも少からしめるためにも、今日国民学校、中等学校等で折角正確に発音せしめてゐるものを、仮名遣を改めることによつて無理に同音異義の語を多くつくる必要はなからう。

ついでながら仮名遣にはなほ国語仮名遣の問題があつて、これは

決して字音仮名遣の如く簡単には行かぬから、この決定にあつては、深く博く国語の性質を究め、外国の綴字と発音との関係、およびこれに対する態度、意見等を参酌して進んで貰ひたい。単に日本語を簡単にして新附の民族に普及せしめるといふやうな考へで行けば、彼等の輕侮を招くのみならず、悔いを百年にのこすことなきを保せぬ。

